

## 第25号議案

品川区立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例

品川区立特別養護老人ホーム条例（平成8年品川区条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

品川区立小山台特別養護老人ホーム	東京都品川区小山台二丁目4番5号	77人
------------------	------------------	-----

付 則

- 1 この条例は、令和10年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 品川区立小山台特別養護老人ホームの利用について必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（説明）小山台特別養護老人ホームを設置する必要がある。